

農業土木工事の技術基準

**平成30年4月
(令和元年11月改定)
宮崎県農政水産部**

目 次

- 1 農業土木工事共通仕様書
- 2 農業土木施工管理基準
- 3 農業土木工事出来形管理基準
及び規格値
- 4 農業土木工事品質管理基準
- 5 農業土木工事写真管理基準
- 6 農業土木工事施工管理の統一事項

農業土木工事 出来形管理基準及び規格値

平成30年4月
(令和元年11月改定)
宮崎県農政水産部

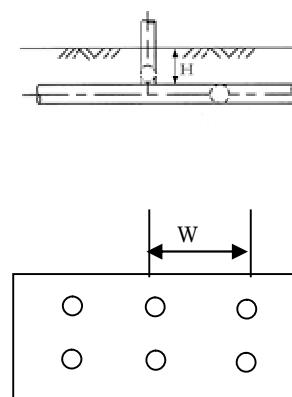
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X ₁₀)
13 水路工編	3 管水路工	18 道路復旧工			アスファルト舗装工 (下層路盤工)	厚さ	-45	-15
						幅	-50	—
13 水路工編	3 管水路工	18 道路復旧工	1		アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-8
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは、延長 40m毎に 1 箇所を測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所を測定。なお、延長 40m未満のものは 1 施工箇所につき 2 箇所測定。 厚さは下がり管理とする。 「既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧できない場合」については、第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工にの基準により管理を行うこと。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
厚さは、延長 40m毎に 1 箇所を測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所を測定。延長 40m未満のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは下がり管理とする。 「既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧できない場合」については、第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工にの基準により管理を行うこと。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編 番	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	0個の測定値 の平均 (X_{10})
13 水 路 工 編	3 管 水 路 工	18 道 路 復 旧 工			アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2
						幅	-25	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1箇所の割合とし、厚さは、各舗装厚さ毎に 1000m ² に 1 個の割合でコア-を採取して測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X_{10}) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
仮復旧舗装の場合についてもこの基準を適用するものとするが、厚さの測定はコア-もしくは下がり管理により実施することとする。	「既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧できない場合」については、第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工にの基準により管理を行うこと。	
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
構造物の寸法表示箇所を測定する。		

農業土木工事 品質管理基準

平成30年4月
(令和元年11月改定)
宮崎県農政水産部

品質管理目次

農業土木工事の留意事項-----	1
1. 品質管理基準及び規格値	
1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・ダム覆工コンクリート・吹付けを除く)	
2. ガス圧接	
3. 既製杭工	
4. 下層路盤 -----	3
5. 上層路盤 -----	4
6. アスファルト安定処理路盤 -----	5
7. セメント安定処理路盤 -----	5
8. アスファルト舗装 -----	5
9. 転圧コンクリート	
10. ゲースアスファルト舗装	
11. 路床安定処理工	
12. 表層安定処理工（表層混合処理工）	
13. 固結工	
14. アンカーワーク	
15. 補強土壁工	
16. 吹付工	
17. 現場吹付法枠工	
18. 河川土工	
19. 海岸土工	
20. 砂防土工	
21. 道路土工 -----	8
22. 捨石工	
23. コンクリートダム	
24. 覆工コンクリート(NATM)	
25. 吹付けコンクリート(NATM)	
26. ロックボルト(NATM)	
27. 路上再生路盤工	
28. 路上表層再生工	
29. 排水性舗装工・透水性舗装工	
30. プラント再生舗装工	
31. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	
32. ガス切断工	
33. 溶接工	
34. ため池堤体工 -----	11
35. 水路工(管水路) -----	13
36. 路床置換工 -----	19

34 ため池堤 体工	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
		土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
施 工	必 須	現場密度の測定		最大乾燥密度の95%以上。 最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2	<p>【堤体部について】 施工延長80mまでは1測点。さらに80m毎に1測点追加する。(例: 85mでは2測点)なお、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙1図1-2を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。</p> <p>【取水口・底樋などの施工により、現況堤体を掘削する場合について】 1測点とし、試験は盛土高60cmに達する毎に行うものとする。測定箇所については別紙2図3-4を参照の上、監督員と協議し決定するものとする。</p>		・左記の規格値を満たしても、供試体の現場密度が最大乾燥密度の90%を下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

			または、 RI計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥度密度の95%以上。 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を 標準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2 管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を 下表に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積 (m²)</th><th>0～500</th><th>500～1000</th><th>1000～</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～	測定 点数	5	10	15	最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしても、規 格値を著しく下回っている点が存在し た場合は、監督職員と協議の上で、 (再)転圧を行うものとする	
面積 (m ²)	0～500	500～1000	1000～												
測定 点数	5	10	15												
			TS・GPSを用い た盛土の締固め情 報化施工管理要領 (案)Jによる	施工範囲を小分割した管理ブロックの 全てが規定回数だけ締め固められた ことを確認する。ただし、路肩から1m 以内と締固め機械が近寄れない構造 物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位毎に管理を行 う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1 日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積 が2,000m ² 以上の場合は、その施工面 積を2管理単位以上に分割するものと する。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合で も1管理単位を複数層にまたがらせる ことはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わ る場合には、新規の管理単位として取 り扱うものとする。										
そ の 他	土の含水比試 験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	モニタリングのための試験である。										
	コーン指数の 測定	舗装試験法便覧1- 2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	モニタリングのための試験である。										

35 水路工 (管水路) ①土工及び 管布設	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
施工	必 須	現場密度の測定	JIS A 1210 A・B法	締固めⅠ 最大乾燥密度の85%以上 締固めⅡ 最大乾燥密度の90%以上 上記によらない場合は特記仕様書による	必要に応じて。	施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は別紙3を参照。	・基礎(砂基礎等)及び埋戻し等 ・管径600mm以上のうす性管に適用する。 ・管径600以下については、以下のとおりとする。 基礎材の密度試験は、別紙3を参照。 なお、基礎材の密度試験について、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。施工条件により密度試験が実施できない場合には、監督員との協議のうえ試験施工を品質管理とすることができる。ただし、受注者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・舗装道路下の場合の路体、路床、埋戻部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。	
		締固め度 現地で締固めた後の乾燥密度 $\times 100\%$ JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度						
施工後試験	必 須	漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う		
35 水路工 (管水路) ②路体、路床	材 料	必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。	
施工	必 須	現場密度の測定	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 191 突砂法	・路体:最大乾燥密度の90%以上。 ・路床:最大乾燥密度の95%以上。 その他、設計図書による。	施工延長200m毎に1回測定する。	・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする		

35 水路工 (管水路) ③下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシャラーン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャラーンを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方………20cm 東北地方………30cm その他の地方………40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。 ○
材料		必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS・クラッシャラーン鉄鋼スラグに適用する。 ○
			道路用スラグの星色判定試験	JIS A 5015	星色なし	施工前、材料変更時	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャラーンに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシャラーンに適用する。 ○
施工		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはされた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m2あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。 <農政独自> 施工面積500m²未満については、測定箇数について監督員と協議すること。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	

35 水路工 (管水路) ④上層路盤	材 料	必 須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	○
			鉄鋼スラグの 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ○
			骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	○
			土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ○
			鉄鋼スラグの 皇色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ○
			鉄鋼スラグの 水浸膨張性試 験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ○
			鉄鋼スラグの 一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに 適用する。 ○
			鉄鋼スラグの 単位容積質量 試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水 硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ○
			その他	粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。 ・粒度調整及びセメントコンクリート再 生骨材を使用した再生粒度調整に適 用する。 ○
			硫酸ナトリウ ムによる骨材 の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領 等に基づく、宮崎県建設技術センター または県が指定する民間の試験機関 が実施した試験結果報告書による。	○
施工	必 須		現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<農政独自> 施工面積500m ² 未満については、測 定個数について監督員と協議するこ と。 ・締固め度は、個々の測定値が最大乾 燥 密度の93%以上を満足するものとし、 かつ平均値について以下を満足するもの とする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合 は3個の測定値の平均値X3が規格値 を満足するものとするが、X3が規格値 をははずれた場合は、さらに3個のデータ を加えた平均値X6が規格値を満足し ていればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場 合(維持工事を除く)は、1工事あたり3 個(3孔)以上で測定する。	
			粒度(2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事:1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上で管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m ² あるいは使 用する基層及び表層用混合物の総使 用料が3,000t以上の場合が該当する。 ○
			粒度(75μmフ ルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事:異常が認められた とき。	
			その他	土の液性限 界・塑性限界 試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	観察により異常が認められたとき。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	

35 水路工 (管水路) ⑤アスファルト舗装	材 料	必 須	骨材のふるい 分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材の密度及 び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○
			骨材中の粘土 塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材の形状 試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの粒 度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17Iによる。	施工前、材料変更時		○
			フィラーの水 分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○
		そ の 他	フィラーの塑 性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場 合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づ き、宮崎県建設技術センターの承認の 写しおよびアスファルト混合物配合計 画書(当該試験項目の試験成績表)を 提出しこれを監督員が承諾した場合 は、試験を省略できる。	○
			フィラーのフ ロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの水 浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時		○
			フィラーの剥 離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時		○
		そ の 他	製鋼スラグの 水浸膨張性試 験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づ き、宮崎県建設技術センターの承認の 写しおよびアスファルト混合物配合計 画書(当該試験項目の試験成績表)を 提出しこれを監督員が承諾した場合 は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの 密度及び吸水 率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材のすり へり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	施工前、材料変更時		○
			硫酸ナトリウ ムによる骨材 の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時		○
			粗骨材中の軟 石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時		○

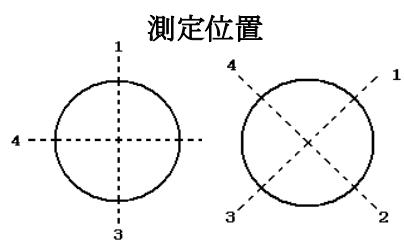
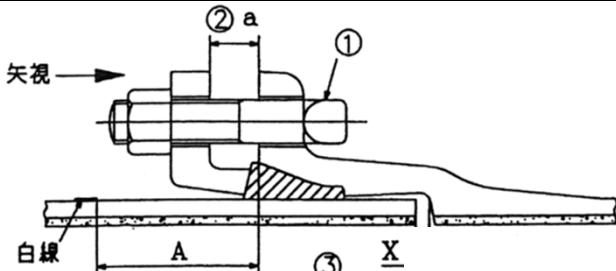
36 路床置換工	材料	必須	修正CBR試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上(再生材にAsを含むものは、修正CBRの規格値は30%以上とする。)	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			骨材のふるい分け試験 JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			その他 粗骨材のすりへり試験 JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。 ・再生クラッシャランに適用する。	○
施工		必須	現場密度の測定 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)E法)	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	
			ブルーフローリング 舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区画について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 ※大型車の通行のない道路区分については、監督員に確認を行うこと。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験 JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験 JIS A 1102		異常が認められたとき。	
		その他	土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。	
			含水比試験 JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。	

農業土木工事施工管理の統一事項

**平成30年4月
(令和元年11月改定)
宮崎県農政水産部**

ダクトタイル鉄管K形継手チェックシート

工事名	平成 年度 県営	事業	地区	工区	測定者	
-----	----------	----	----	----	-----	--



測定箇所は、計測できる位置で、
対象方向4箇所とする。

④ゴム輪の出入り状態



施工日	/	/	/	/	/	/	/
測点							
路線名 管種・管径							
略図							
継手No.							
清掃							
滑剤							
①ボルト 数							
	トルク (N·m)						
②押輪一 受口端面間隔 (a)	規格値						
	1						
	2						
	3						
	4						
③受口端面一 白線の間隔 (A)	規格値						
	1						
	2						
	3						
	4						
④ゴム輪の 出入状態	1						
	2						
	3						
	4						
	判 定						

判定基準 ②押輪一受口端面の間隔(a)
③受口端面一白線の間隔(A)

:最大値-最小値≤5mm(同一円周上)

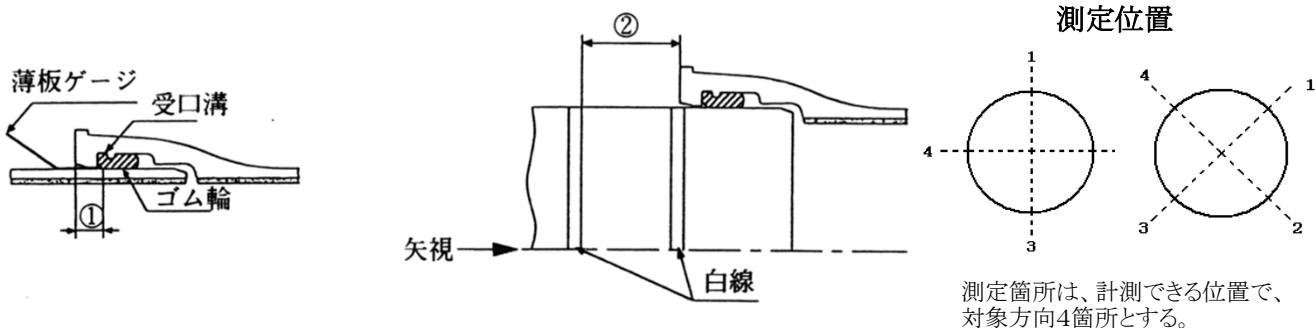
:呼び径 75~250mm A≤ 95mm

:呼び径300~600mm A≤107mm

④ゴム輪の出入り状態 :同一円周上にA,CまたはA,B,Cが同時に存在しないこと。

ダクトイル 鋳鉄管 T形継手 チェックシート

工事名	平成 年度 県営	事業	地区	工区	測定者	
-----	----------	----	----	----	-----	--



施工日	/	/	/	/	/	/	/
測点							
路線名 管種・管径							
略図							
継手No.							
清掃							
滑剤							
受口溝の確認							
	規格値						
①受口端面—ゴム輪の間隔	1						
	2						
	3						
	4						
	規格値						
②受口端面—白線の間隔	1						
	2						
	3						
	4						
判定							